

## 上越市選挙管理委員会告示 第 50 号

令和 8 年 5 月 31 日執行の新潟県知事選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定めた。

令和 8 年 5 月 14 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 各投票区の投票所を設ける場所 別紙のとおり